



JICA
000
36
AF
LIBRARY

目 次

I はじめに	1
II 事業団の目的と業務	2
III 農林業の投融资	3
IV 資金の供給方式	6
V 申込手続	10
VI 調査及び技術の指導	11

国際協力事業団	
受入 月日 84. 5. 24	000
登録No. 07662	36 AF

JICA LIBRARY



1005262[9]

〔はじめに〕

国際協力事業団（以下「事業団」と称します。）はアジア、中近東、アフリカ、中南米等の開発途上地域等に対する国際協力の業務を実施し、それら地域の経済および社会の発展に寄与し国際協力の促進に資するため、昭和49年8月1日に設立された政府特殊法人であります。このパンフレットは当事業団が行う海外農林業開発協力業務のうち資金供給業務を中心にその概要を記述しておりますが、くわしくは、下記にご相談下さい。

農林・業計画課	03(346)5235
農業投融资課	03(346)5267
林業投融资課	03(346)5277

所在地

東京都新宿区西新宿2-1 新宿三井ビル 〒160

II 事業団の目的と業務

事業団は開発途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的に、次の5つの柱からなる業務を実施することになっています。

1. 開発途上地域に対するいわゆる政府ベースの技術協力に必要な業務を行うこと。
2. 青年の海外活動の促進に必要な業務を行うこと。
3. 開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に必要な資金の供給及び技術の提供等の業務を行うこと。
4. 中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行うこと。
5. 技術協力のための人材の養成及び確保を行うこと。

これらの業務のうち、3の業務は、事業団の発足に伴って新しく設けられたもので、政府と民間とが有機的な連携を保ちながら、かつ開発事業に必要な資金の供給と技術の提供とを一体的に行ない、開発途上地域等の農林業等の開発をより効果的積極的に進めようとするものであります。

Ⅲ 農林業の投融資

開発途上地域等で行われる農林業開発事業は、きびしい自然条件や、社会経済条件のもとで行われ従って、その地域に適した農林業技術の改良、開発や必要な道路等の開発基礎条件の整備等を行いながら実施しなければその達成が困難で、勢い事業のリスクが高く、かつ収益性も低いという特異性もっています。

事業団の行う農林業投融資は、このような事業で日本輸出入銀行（以下「輸銀」といいます。）、海外経済協力基金（以下「基金」といいます。）から資金の供給をうけることが困難なものについて、これを支援して効果的な開発を進めるため、開発事業を行うわが国の民間企業等に対し、長期、低利の資金の貸付、債務の保証、及び出資を行う制度です。つまり、この業務は輸銀、基金の機能を補完し、かつこれと協調して開発事業の促進をはかるものともいえます。

そして、農林業の投融資の対象となる開発事業に対しては、事業団は投融資と一体的に、必要な技術の指導を行い、開発事業の効果的な実施を確保することとなっております。

事業団の行う投融資には次の二つの形態があります。

1 関連施設整備資金の貸付等

輸銀、基金、農林中央金庫、商工組合中央金庫等及び当事業団から資金の供給をうけて実施している又は実施する農林業開発事業に附随して必要となる関連施設であって、周辺の地域の開発に資するものの整備（以下「関連施設の

整備」といいます。)に必要な資金の貸付け又は当該資金の借入れに係る債務の保証を行います。

具体的には、①農場、牧場の周辺に開設する農村道路、農林産物の搬出用道路、橋梁、棧橋等。②周辺住民の福祉に貢献する上下水道、学校、集会所、医療施設等。③農林業技術の改良、普及施設等に対する資金の貸付等があげられます。

2 試験的事業資金の貸付等

農林業の開発事業のうち試験的に行われる事業であって、技術の改良、又は開発と一体として行わなければ、その達成が困難であると認められる事業及び技術の改良又は開発と一体として行わなければ、その経営の基礎を安定させることが困難であると認められる事業であって、何れも事業の収益性、リスク等からみて輪銀、基金から資金の供給を受けることが困難なもの(以下「試験的事業等」といいます。)に必要な資金の貸付け、若しくは当該資金の借入れに係る債務の保証、又は当該資金を供給するための出資を行います。

具体的には、①開発対象地域で、新しい作目の開発をするため現地の諸条件に適した生産技術の開発が可能か否かを探るため小規模に(事業費として概々1億円以下)行う試験事業、例えば小規模な圃場を造り、適品種の選定、病虫害防除技術、施肥法等の試験を行うものや、その地域でどのような樹種の造林が可能か否かを試験するために行う小規模な試験造林事業等。②既往の試験や調査結果から、そ

の作目を対象とする開発事業が企業経営として成立するか否かについて、生産技術体系を組立てつゝ生産を平行して行い、技術的にみて近い将来企業経営ベースに乗り得る目途がつく段階の規模（事業費がおおむね15億円程度）まで行う事業、例えばその地域で肉牛の飼育が行われているが、その技術が劣悪なため、生産性が極めて低い場合、今後どのように飼育技術の改良、品種の改良、牧草の改良等を行いつゝ生産性を高めれば立地条件等からみて、企業経営ベースに乗り得るかその目途をつけるため相当規模の牧場を造成し肉牛の生産を行う事業や、その地域に適合すると思われる樹種の造林事業等。③その他、現在相当規模で開発事業を実施しているが、技術の改良、開発を継続するとともにさらに規模の拡大を進めなければ、経営の安定が困難な事業（以下「準試験的事業」といいます。）が対象となります。

なお、投融資の対象となる開発事業の対象地域は一般的にはOICDのもとにある開発援助委員会（通称D.A.C.）が開発途上国としている地域とすることになってはいますが、その他の地域でも国際協力を進めるうえで必要と認められる地域はこれに含めることとしています。

Ⅳ 資金の供給方式

農林業投融資の対象事業は、Ⅲで述べたように関連施設の整備又は試験的事業等ですが、具体的な資金の供給は次のような方式で行われます。

1 貸付等の対象となる資金

事業団が貸付等を行う資金は、関連施設の整備又は試験的事業等に直接投資される資金で具体的には次のようなものです。

- ① 本邦企業が直接海外で事業を行う場合に必要な資金。
- ② 子会社や合併会社に対する出資、増資引受及び貸付に必要な資金。
- ③ 開発途上国の農林業開発事業のため特に設立されたわが国の投資会社の必要とする資金及びその投資会社に対する投融資に必要な資金。

又、試験的事業等資金は、設備資金と運転資金が貸付等の対象となりますが、関連施設整備資金は設備資金に限られます。

2 貸付等を受けられる者

事業団から貸付等を受けられる者は、本邦法人、又は本邦人であって、次の各号のいずれかに該当する者に限られます。

- ① 自ら開発事業を行う者。
- ② 開発事業を行う現地法人に出資しているもの又は出資する者。

- ③ 前号（①～②）に該当する本邦法人に出資する者。

3 融 資 条 件

融資条件は次の通りです。

(1) 関連施設整備資金

① 貸付限度

関連施設の整備に必要な範囲内で、事業団が適当と認められた金額です。

② 利 率

年2%以上です。

但し、特に必要と認められる場合はこれを下回ることがあります。

③ 償還期限

20年以内とします。

但し、特に必要と認められる場合には30年以内とすることができます。

④ 償還方法

分割償還とします。

事業団が必要と認める場合には、5年以内の据置期間を設けることができます。

但し、特に必要と認められる場合には10年以内とすることができます。

- (5) 担保および保証人
原則として保証人を立てていただきます。
必要に応じ物的担保を徴求します。
 - (6) 貸付方法
手形貸付又は証書貸付とします。
- (2) 試験的事業等の資金
- ① 貸付限度
試験的事業等に必要範囲内で事業団が適当と認め
た金額です。
 - ② 利 率
年2.5%以上です。
但し、特に必要と認められる場合はこれを下回ること
ができます。
 - ③ 償還期限
20年以内とします。
但し、特に必要と認められる場合には30年以内と
することができます。
 - ④ 償還方法
分割償還とします。
事業団が必要と認める場合には5年以内の据置期間
を設けることができます。
但し、特に必要と認められる場合には、10年以内
とすることができます。
 - (5) 担保および保証人
原則として保証人を立てていただきます。
必要に応じ物的担保を徴求します。

⑥ 貸付方法

手形貸付又は証書貸付とします。

V 申込手続

事業団の貸付を受けようとする農林業案件は事業団の農林業関係投融資課における審査を受けていただきます。

この際、提出していただく書類は大体次のようなものです。

1. 事業計画に関する資料
2. 相手側企業等の概要説明資料
3. 各種契約書
4. わが国企業（申込者）の概要説明資料
5. 相手国政府及びわが国政府の許認可資料
6. 現地の投資環境等の調査資料
7. その他、事業団が必要とする資料

VI 調査及び技術の指導

事業団は上述の投融資の対象となる事業に必要な調査及び技術の指導を行います。

これは開発途上地域等で行われる農林業開発事業に対し、資金の供給と一体的に農林業開発事業に欠くことのできない事業実施前の調査及び技術の指導といった技術の提供を行い、事業の効果的な実施を図ろうとするものです。

具体的には事業団の行う貸付、債務の保証又は出資の対象となる事業に対し、必要に応じて専門家を派遣して、調査あるいは技術の指導を行い、さらに現地側の技術者（中核農民を含む）を我国に受入れて技術研修を行います。

このための費用は原則として有償とすることになっていますが、特別の事由により負担の軽減を行う場合もあります。

〔参考1〕

開発途上国地域別一覧表

I 独立国

1. ヨーロッパ地域

ギリシャ, マルタ, スペイン, ユーゴスラヴィア, トルコ, キプロス

2. アフリカ地域

(1) サハラ砂漠以北

アルジェリア, リビア, モロッコ, チュニジア, エジプト, アラブ共和国, アラブ首長国連邦

(2) サハラ砂漠以南

ボツワナ, ブルンディ, カメルーン, 中央アフリカ共和国, チャド, ザイール共和国, コンゴ人民共和国, ダホメ, エチオピア, ガボン, ガンビア, ガーナ, ギニア, 象牙海岸, ケニア, レソト, リベリア, マダガスカル共和国, マラウイ, マリ, モリタニア, モーリシャス, ニジェール, ナイジェリア, ルワンダ, セネガル, シェラレオネ, ソマリア, スーダン, スワジランド, タンザニア, トーゴ, ウガンダ, ザンビア, 上ボルダ

3. アメリカ地域

(1) 北米および中米

バルバドス, コスタリカ, キューバ, ドミニカ共和国, エルサルヴァドル, グアテマラ, ハイチ, ホンジュラス, ジャマイカ, メキシコ, ニカラグア, トリニダード・トバコ, パナマ

(2) 南 米

アルゼンティン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ヴェネズエラ

4. アジア地域

(1) 中 東

バーレン、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェイト、レバノン、マスカットおよびオマーン、カタール、サウディ・アラビア、南イエメン、シリア、イエメン

(2) 南アジア

アフガニスタン、ブータン、ビルマ、スリランカ、インド、モルディヴ諸島、ネパール、パキスタン、バングラデシュ

(3) 極 東

クメール、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、南ヴェトナム

5. オセアニア

フィジー諸島、トンガ、西サモア

II 属領、信託領等

1. ヨーロッパ地域

ジブラルタル

2. アフリカ地域（サハラ砂漠以南）

アンゴラ、カボ・ベルデ群島、コモロ群島、ホルトカル領ギニア、モザンビク、リュニオン、ローデシア、サント

メおよびプリンシペ島，セイシェルス諸島，仏領アルファールイッサ，セント・ヘレナ島

3. アメリカ地域

(1) 北米および中米

バハマ，バーミューダ，ガデローブ，イギリス領ホンデュラス，マルティニク，オランダ領アンティレス，セント・ピエールおよびミケロン，西インド諸島

(2) 南 米

フォークランド諸島，フランス領ギアナ，スリナム

4. アジア地域

(1) 中 東

トルーシアル・オーマン

(2) 極 東

台湾，ブルネイ，香港，マカオ，ティモール

5. オセアニア地域

ギルバードおよびエリス諸島，フランス領ポリネシア，ニューカレドニア，ニュー・ヘブリデス（イギリス領およびフランス領）バシフィック諸島（アメリカの信託統治領，カロリン群島，マーシャル群島およびガム島を除くマリアナ諸島），パプアおよびニューギニア，イギリス領ソロモン群島，ウオリスおよびフツナ

(注) DACの分類によっている。

[参考 2]

国際協力事業団機構図

(40.8.1現在)



